

平成 30 年

## 第 4 回大津町議会臨時会会議録

開 会 平成 30 年 10 月 19 日

閉 会 平成 30 年 10 月 19 日

大 津 町 議 会

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 工事請負契約の締結について（2件）
- 平成30年度大津町一般会計補正予算の概要

# 平成30年第4回大津町議会臨時会会議録

平成30年第4回大津町議会臨時会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第1日)

平成30年10月19日(金曜日)

出席議員	1 番 三 宮 美 香      2 番 山 部 良 二      3 番 山 本 富 二 夫 4 番 金 田 英 樹      5 番 豊 瀬 和 久      6 番 佐 藤 真 二 7 番 本 田 省 生      8 番 府 内 隆 博      9 番 源 川 貞 夫 10 番 大 塚 龍 一 郎      11 番 坂 本 典 光      12 番 手 嶋 靖 隆 13 番 永 田 和 彦      14 番 津 田 桂 伸      15 番 荒 木 俊 彦 16 番 桐 原 則 雄																																				
欠席議員																																					
職務のため出席した事務局職員	局 長 矢 野 好 一 書 記 大 塚 知 里																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 35%;">町 長</td> <td style="width: 35%;">家 入 勲</td> <td style="width: 30%;">総務部総務課主幹 兼 行 政 係 長</td> <td style="width: 30%;">伊 東 正 道</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>田 中 令 児</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>本 郷 邦 之</td> <td>総 務 部 長 兼 財 政 課 行 革 推 進 係 長</td> <td>本 司 貴 大</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>藤 本 聖 二</td> <td>土 木 部 長 都 市 計 画 課 建 築 係 長</td> <td>新 開 和 則</td> </tr> <tr> <td>経 済 部 長</td> <td>古 庄 啓 起</td> <td>教 育 部 長</td> <td>吉 良 智 恵 美</td> </tr> <tr> <td>土 木 部 長 併 任 工 業 用 水 道 課 長</td> <td>大 田 黒 哲 郎</td> <td>教 育 部 長</td> <td>市 原 紀 幸</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 財 政 課 長</td> <td>白 石 浩 範</td> <td>教 育 部 子 育 て 支 援 課 長</td> <td>大 隈 寿 美 代</td> </tr> <tr> <td>土 木 部 都 市 計 画 課 長</td> <td>村 山 龍 一</td> <td>教 育 部 子 育 て 支 援 係 長</td> <td>大 塚 昌 憲</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者 兼 会 計 課</td> <td>坂 本 一 正</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>荒 牧 修 二</td> </tr> </table>	町 長	家 入 勲	総務部総務課主幹 兼 行 政 係 長	伊 東 正 道	副 町 長	田 中 令 児			総 務 部 長	本 郷 邦 之	総 務 部 長 兼 財 政 課 行 革 推 進 係 長	本 司 貴 大	住 民 福 祉 部 長	藤 本 聖 二	土 木 部 長 都 市 計 画 課 建 築 係 長	新 開 和 則	経 済 部 長	古 庄 啓 起	教 育 部 長	吉 良 智 恵 美	土 木 部 長 併 任 工 業 用 水 道 課 長	大 田 黒 哲 郎	教 育 部 長	市 原 紀 幸	総 務 部 財 政 課 長	白 石 浩 範	教 育 部 子 育 て 支 援 課 長	大 隈 寿 美 代	土 木 部 都 市 計 画 課 長	村 山 龍 一	教 育 部 子 育 て 支 援 係 長	大 塚 昌 憲	会 計 管 理 者 兼 会 計 課	坂 本 一 正	農 業 委 員 会 事 務 局 長	荒 牧 修 二
町 長	家 入 勲	総務部総務課主幹 兼 行 政 係 長	伊 東 正 道																																		
副 町 長	田 中 令 児																																				
総 務 部 長	本 郷 邦 之	総 務 部 長 兼 財 政 課 行 革 推 進 係 長	本 司 貴 大																																		
住 民 福 祉 部 長	藤 本 聖 二	土 木 部 長 都 市 計 画 課 建 築 係 長	新 開 和 則																																		
経 済 部 長	古 庄 啓 起	教 育 部 長	吉 良 智 恵 美																																		
土 木 部 長 併 任 工 業 用 水 道 課 長	大 田 黒 哲 郎	教 育 部 長	市 原 紀 幸																																		
総 務 部 財 政 課 長	白 石 浩 範	教 育 部 子 育 て 支 援 課 長	大 隈 寿 美 代																																		
土 木 部 都 市 計 画 課 長	村 山 龍 一	教 育 部 子 育 て 支 援 係 長	大 塚 昌 憲																																		
会 計 管 理 者 兼 会 計 課	坂 本 一 正	農 業 委 員 会 事 務 局 長	荒 牧 修 二																																		

## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第79号	(仮称) 大津町宮引水団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結について
議案第80号	(仮称) 大津町宮吹田団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結について
議案第81号	平成30年度大津町一般会計補正予算(第4号)について

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 30 年 10 月 19 日 (金) 午後 1 時 30 分 開会  
開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 79 号 (仮称) 大津町宮引水団地災害公営住宅新築工事請負契約の  
締結について

日程第 5 議案第 80 号 (仮称) 大津町宮吹田団地災害公営住宅新築工事請負契約の  
締結について

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 6 議案第 81 号 平成 30 年度大津町一般会計補正予算 (第 4 号) について  
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午後 1 時 30 分 開会

開議

○議 長 (桐原則雄君) ただいまから、平成 30 年第 4 回大津町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則  
第 127 条の規定によって、2 番山部良二君、3 番山本富二夫君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程、並びに報告内容については議席に配付のとおりです。

日程第4 議案第79号 (仮称) 大津町営引水団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結について

日程第5 議案第80号 (仮称) 大津町営吹田団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結について

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長(桐原則雄君) 日程第4 議案第79号 (仮称) 大津町営引水団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結について及び日程第5 議案第80号 (仮称) 大津町営吹田団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結についての2件を一括として議題といたします。

お諮りします。議案第79号及び議案第80号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第79号及び議案第80号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町長(家入 勲君) 皆さん、こんにちは。だいぶ暮らしよくなりましたけどもいかがお過ごしでしょうか。まだまだ仮設住宅で不自由な生活をされておられる方に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、今回の臨時議会に提案いたしました契約案件は、工事請負契約案件2件でございます。いずれも災害公営住宅の建築であり、早期の着工、また完成が望まれるものでございますので、ご議決いただきますよう深くお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第79号、(仮称) 大津町営引水団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結についてでございますが、9月7日に条件付き一般競争入札の公告を行い、10月10日入札を実施いたしました。入札の結果、肥後木村・恵建設工業共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町大林310番地、肥後木村組株式会社、代表取締役澤村奈古様と2億5千164万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

次に、議案第80号、(仮称) 大津町営吹田団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結についてでございますが、9月7日に条件付き一般競争入札の公告を行い、10月10日に入札を実施いたしました。入札の結果、村上・岩下建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町大字中島88番地、村上建設株式会社、代表取締役村上裕輝様と2億7千129万6千円で工事請負契約を締結したいと

思うものでございます。

議案第79号及び議案第80号につきましては、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得または処分に関する条例第2条に定める、予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げまして、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） こんにちは。議案第79号、（仮称）大津町営引水団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結についての説明をいたします。

この工事は、熊本地震で被災された方向けに新たに公営住宅の整備を行う工事で、建設工事の種類としては、建築一式工事になります。

議案集1ページ、説明資料の2ページからご覧ください。

この調達には、条件付き一般競争入札により入札を行いました。今回の入札に参加できるものの資格を明記しております。

まず、入札参加者の資格として、1番目に、町の格付けが建築Aの者で町内に本社を有する者を代表構成員として、構成員2については、町の格付けが建築BまたはCの者で町内に本社を有する者、構成員3については、町の格付けが建築Cの者で町内に本社を有する者とする2者もしくは3社の共同企業体であること。2つ目といたしまして、代表構成員は、平成20年度以降元請けとして日本国内において完成したRC造り、鉄筋コンクリート造り、またはS造り、鉄骨造りもしくは木造の建築一式工事で請負金額が5千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有すること等を参加資格の要件としております。

また、配置予定技術者の資格として、1つ目に、平成20年度以降、日本国内において完成したRC造りまたはS造り、もしくは木造の建築一式工事で請負金額が5千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工経験を有すること。2つ目として、建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。3つ目として、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること等を参加資格の要件として、平成30年9月7日に公告を行いました。

説明資料の1ページをご覧ください。

10月10日に入札参加者5者で入札を行いました。入札金額は右側に記載のとおりでありましたので、肥後木村・恵建設工事共同企業体様が2億5千164万円で落札となりました。

なお、工事の内容につきましては土木部長から説明をさせていただきます。

続きまして、議案第80号、（仮称）大津町営吹田団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結についての説明をいたします。

この工事も熊本地震で被災された方向けに新たに公営住宅の整備を行う工事で、建設工事の種類としては建築一式工事となります。

議案集3ページ、説明資料の6ページからご覧ください。

今回の調達方法は、条件付き一般競争入札により入札を行いました。今回の入札に参加できるものの資格を明記しております。入札参加者の資格及び配置予定技術者の資格につきましては、先ほどの議案第79号と同じであります。これらを参加資格の要件として、平成30年9月7日に公告を行いました。

説明資料の5ページをご覧ください。

10月10日に入札参加者5者で入札を行いました。入札金額は右側に記載のとおりでありましたので、村上・岩下建設工事共同企業体様が2億7千129万6千円で落札となりました。

なお、工事の内容につきましては土木部長のほうから説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 議案第79号の工事内容についてご説明いたします。

説明資料の3ページをご覧ください。

敷地は、生涯学習センター東側駐車場の線路北側の大津町大字引水131-1外1筆の一部で、面積が1千364.76平米です。

説明資料の4ページをご覧ください。

建物の構造は、木造2階建て、棟数は3棟、戸数は12戸、住宅の種類は1LDK、45.27平米が2戸、2LDK、65.95平米が6戸、3LDK、76.74平米が4戸です。工種は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事です。

続きまして、議案第80号の工事内容についてご説明いたします。説明資料の7ページをご覧ください。

敷地は、山村広場西側の大津町大字吹田564-4外4筆の一部で、面積が2千80.43平米です。

説明資料の8ページをご覧ください。

建物の構造は、木造平屋建て、住宅棟数は5棟と集会所が1棟です。戸数は10戸、住宅の種類は、1LDK、48.02平米が2戸、2LDK、62.10平米が6戸、3LDK、77.01平米が2戸、集会所が43.60平米です。工種は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明を終わりました。これから質疑を行います。まず、議案第79号について質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） それでは質疑を行います。79号です。

災害公営住宅ということで一刻も早く完成が待ち望まれるものだと思いますが、入札比率を見ますと、いずれも98、99、ほとんど100%近い予定価格に対する落札率となっております。安ければいいとは、私は決して思いませんけど、それ相応の単価で、そこで働く人たちにそれに相応しい賃金が支払われることを願う立場からお聞きしますけど、今回は木造ですので、いわゆるこの建物



の本体の平米の単価をお尋ねをしたい。

それから、設計にあたっての労務単価、労務単価はいろいろあるかと思いますが、木造住宅ですので、建築大工の労務単価、その2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時44分 休憩

△

午後1時48分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） まず、重工工事費ベースで引水が坪当たり84万8千238円です。

労務単価につきましては、現況調査によりまして見積もり徴収しまして平米当たり6千500円となっております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 熊本地震以来、建築単価が上がっているのは承知をしておりますが、84万8千円といえば、これだけまとめておれば業者にとっては結構な値段ではなかろうかと思えます。それで、労務単価ですけど、平米6千500円、三省協定で、今は二省協定ですかね、一日当たりの労務単価があるかと思うんですけど、それは全く参考されてないのか。最近は何ですかね、三省協定の賃金単価もアップしていると聞いておりましたので、それがわかりましたらお答えを願いたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 議員おっしゃいました三省協議につきましては参考にしております。現況としましては、現況調査を行いながら見積もりの徴収によって単価を出しております。参考にはしております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） わが町も公契約条例ができておりませんので、そこで働く人たちがいくら高い見積もり、いわゆる我々の町民の税金をつぎ込んで公共事業を進められるわけですけど、その税金の使い道として、そこで働く人たちに妥当な賃金、生活する上での必要な賃金をきちんと確保しなければ、これは税金の使い道としては失格だと言わなければならないと思います。現在の制度では、その何ですかね、公契約条例がないですから、賃金の補償が、あるいは目安が示されていないわけですけど、今、現況調査等なさっているということで参考になさったということです。それを知りたいんですよ。それを公表するべきだということですよね。公表できない数字はないと思いますので、代表して建築大工の一日当たりの賃金単価をお教えいただきたい。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時58分 休憩

△

午後2時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 直近の単価につきましては、全職種で2.8%上がっておりまして、大工につきましては、2万2千900円となっております。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 単価が2万3千円、賃金単価が上がっているということで評価をしたいと思いますが、なぜこういうことを質疑するかというと、いわゆる建築関係、土木関係の技能労務者になり手が育っていないと、その原因は賃金単価が上がっていない。そして、税金を使っただけのこの公共工事でこうした人たちの賃金単価を全く気にかけてこなかったということが最大の原因だと思うんですね。ですから、今後ともそこで働く人たちの賃金がどのくらいになっているのかというのは、常に気にして、気にかけて、見積もり、それから公共工事に臨んでいただきたいということで質問いたしました。

終わります。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 79号に対しまして質疑いたします。

ぎりぎりで落札はされたものの心配する点があります。状況が状況ですから、例えば、この進捗状況がですね、うまくこう予定どおりいくのかなという心配が一番です。ですから、何もないその平成のときですね、状況だったならばその予定どおりにそのことが進んでいって、きちんとした予定どおりにその入居者が入るっていう形ができるかもしれません。ただ、状況がですね、今非常に厳しい状況というのは、もう周知の事実ですから、その中でその土壇場になってですね、間に合いませんとか言われて、こっちは対応のしようがないと思うんですよ。ですから、こういう状況のときには、もうきちんとしたその進捗状況なり、何なりするようなシステムをあてて、そして、きちんと調べて担当部局においてですね、その現場と監督とうまい打ち合わせをしながら状況を逐次報告していただくとか、そういった形を取ったほうがいいのではないかなと思います。こういった指名競争入札のときには、1つのこの請負能力としての説明は総務部長からありました。これは請負能力であって、平静時の能力です。ただこういったときには何が起こるかわかりませんので、我々はここで示されたとおりに進むものだと思いますが、進むための方策がやっぱりここで1ついるのではないかなと思いますが、その点については、何らかの対策とか、そういったもの考えておられますか。質疑します。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

建築工事におきましては、近頃では非常に高額な契約ということで、いくつもあけぼの団地の改修等出しております。定期的に状況報告及びこちらからのいろんなお話ということは定期的に今行っておりますので、引き続き会議は行っていきたいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第80号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、議案第79号について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。

次に、議案第80号について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第79号、（仮称）大津町営引水団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結についてを採決いたします。この採決は、起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号、（仮称）大津町営吹田団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第81号 平成30年度大津町一般会計補正予算（第4号）

##### 上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第6 議案第81号 平成30年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

お諮りします。議案第81号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 議案第81号、平成30年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は、学童保育施設の指定管理委託に伴う債務負担行為の追加に関するものであり、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を155億803万7千円とするものです。地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より、詳細の説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 議案第81号、平成30年度大津町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、学童保育施設の指定管理委託に伴う債務負担行為の追加でございます。

補正予算書の1ページをお願いします。併せて、別紙補正予算の概要をご参照ください。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、予算の総額を155億803万7千円とするものです。平成30年度予算の補正はございません。

第2条で、債務負担行為の補正を、第2表債務負担行為補正のとおりとしております。

8ページをご覧ください。第2表債務負担行為の補正ですが、今回の補正は、学童保育施設の指定管理委託につきまして平成30年度で現委託契約が満了することから、新たに指定管理者の選定を行うため、債務負担行為を追加するものでございます。対象施設は、大津小学校、室小学校、護川小学校、美咲野小学校校区の9つのクラブで、期間を平成31年度から平成35年度までの5カ年間、限度額を3億3千967万円としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 3点お尋ねしたいと思います。

まずですね、これ指定管理で、もともと期間が決まっていたもので、それがなぜ今回補正予算で、しかも臨時議会という形になっているかというのがまず1つですね。

それから、こちらの説明書のほうのですね、一番下のところに平成31年4月からの利用希望について、平成30年度中に発生する説明会、申し込み受け付け、利用者調整等の事務については、現在の指定管理者で対応するとあるんですが、通常、指定管理者というのは、それぞれのやり方というか

ですね、に基づいて指定管理業務を運営していくわけです。つまり、もし指定管理者が別の、現在と変わるのであれば、次の人がどうやるのかということは説明できるはずがないですね。それをどうやって説明しようとしているのかというのが2つ目です。

それから3つ目ですけれども、そもそも何で指定管理なのかということですね。ここちょっと理屈になりますけれども、例えば、AかBかという選択があったときに、Aにしますという判断があった場合には、Bにはしませんというものが反対になきゃいけないですね。この学童保育運営しようとした場合には、指定管理というやり方もあります。管理委託プラス補助金での運営というやり方もあります。そうした中で、何で指定管理にされているんでしょうかというのを今回きちんと整理されたのか。というのは、今回あがっている2つの社会福祉法人とNPO法人ですね、のほうからは指定管理をやめてもらえんかという申し入れが一遍あっているというふうに聞いております。そうであればですね、その判断というのはきちんとあったはずですので、そこについてご説明をいただきたいと思います。なお、指定管理というのはですね、そもそもどういうメリットがあるから指定管理にするのかというところで、例えば、経費的な面、あるいはサービスの向上といった面、そういうのを考えた場合、きのうの全協の中で、そういったメリットが出るのかというのを確認するために、積算というのはどうなんですか、受け入れというのはどうなんですかというのをお尋ねしたところ、特に指定管理にしなきゃこれできないよねというようなメリットが見当たらなかったんですね。なぜ指定管理なんでしょうかというところについて。

以上、3点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後2時13分 休憩

△

午後2時15分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 佐藤議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、今回なぜ臨時議会かということでございます。通常の事務であればですね、当然9月の議会までにですね、この債務負担行為を補正すべきところであったんですけども、今回、事務を進める上でちょうど9月にちょっと提案できなかったのが、今回、臨時議会にあわせて提案させていただいたというところがございます。

それと説明会の件でございますけれども、最終的に今回の指定管理者の決定については、12月の定例会で最終的に決定をお願いするということでございます。それまでに当然申し込み受け付け等はですね、必要になってきますので、その辺につきましては、現在の指定管理者のほうにお願いし、現在の状況でいったん説明会をしていただき、12月の定例会で選定していただいたあと、もし別の委託先が変わった場合は、また改めてですね、説明させていただくというところで考えております。

それとなぜ指定管理者かというところがございます。まず、大津町では、大津町学童保育施設条例

というのを制定しております、公の施設としまして、町が学童保育施設を位置づけているところがございます。公の施設につきましては、市町村が運営するか、もしくは指定管理者制度を利用して包括的に委託をするか、どちらかになりますけれども、大津町では指定管理者制度を利用して包括的に運営を委託しておるといところで、こちらにつきましては、実施主体が町とすることで質の担保を確保したいといところでございます。こういった形で室の担保を確保するのかということにつきましては、当然、指定管理者制度をとおして、指定管理者の管理運営の状況、あるいは毎年の計画実績、このあたりを第3者に評価をしていただいております。そういった中で、児童とか、保護者の皆様が安心できるような、より質の高い学童保育が運営されるということで考えております。

また、指定管理の期間を5年間ということで確保しておりますので、管理者が一定期間継続性を確保することで指導員、あるいは支援員の継続的な雇用による資質の向上ですとか、安定的な経営運営ができるといところで、大津町としては指定管理のほうを採用していただいているといところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） これが2回目になってしまうのが残念なんですけど、1番目のはですね、説明としてどうだったかなとは思いますが、そうってしまったといところで、もうそれはわかりましたといことで仕方ないかなと思います。

ただですね、2つ目のところですね、もしその改めて説明するといことであれば、そもそも1回目の説明会といのは必要がないといことになるんですね。決まったあとに改めて行いますといことを説明すればいいだけであって、なぜその1回目をやらなければならないのかといところが非常に曖昧になってしまうなといところです。もしどうしてもその1回目、この時期に1回目の説明が必要だといのであれば、指定管理者の選定をもっと繰り上げて行すべきだと、それが本来のやり方ではないかなと思いますので、ただもう今回もうこうなっている以上仕方ないんですね、そこはもういいかなと思います。

その3つ目のところですね、意味がよくわからなかったのが、そもそも指定管理者にすることによって作り上げていこうとしているメリットというものがその継続的に5年間というものを設定することによって継続的な運営を行うことによって得られるメリットだといふに、多分そういうふうには答えられたんだと思います。ただ、それであればそれがなぜ管理委託あるいは補助金での運営で成り立たないのかといところ、最初に申し上げました、AであればAは○、Bは×なら、×の理由は何なんだといところの説明ができてないんですね。ですから、そのこの部分の裏の部分ですね、論理学でいうところの裏の部分を説明をお願いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） まず、最初今回ですね、補正で債務負担行為をあげさせていただいておりますけども、当然おっしゃられるように、早めにですね、選定のほうをするというのはごもっともだと思います。次回以降につきましては、早めにそういった選定作業のほうにですね、入れるような事

務手続きのほうを進めたいというふうに考えています。

あと指定管理者で5年間ということですね、今回、指定のほうをさせていただき予定になっております。当然、委託とかになりますとですね、単年度、単年度という形になりますので、単年度よりも長期、5年ですね、委託したほうが指定管理者のほうもですね、運営上安定が保てるということで、そういったところで指定管理のほうをさせていただいているところでございます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後2時21分 休憩

△

午後2時27分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 質疑にお答えいたします。

ちょっと先ほどのですね、答えとちょっとだぶる部分でございますけれども、何で大津町が指定管理をやっているのかというところでございますけれども、先ほど申し上げましたように、第三者にですね、評価していただきながら質の高い学童保育を運営したいというところが一番でございます。平成31年度以降につきましては、指定管理制度導入に対しまして、仕様書、協定書また指定管理者の事業計画に基づくサービス水準を維持するために町によるモニタリングあたりも検討をしているところでございます。具体的な手段や評価等につきましては、今後、町と管理者が協議の上、具体的な手段や評価内容については別途定めたいというところで考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 指定管理制度で今大津町の公共施設の中で学童保育頑張っていたいただいておまして、それぞれの9つの施設管理していただいておりますところにつきまして、大変良好に素晴らしい保育をやっていただいております。そういう意味におきまして、今後、やり方を質問されてお思いますけれども、そういう状況でございますので、もう5年間の間にまた同じような指定管理制度でお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） この質疑の趣旨といいますか、指定管理なり、委託であってもそうなんですけれども、結局、それをずっと長く続けていくとですね、段々とその委託しているほう、委託元のほうの目が届かなくなってしまうと、つまり、その質にですね、むらが生じてしまうということがよくありまして、今ちょっとそれに近い事態が発生しているんじゃないのかなと懸念するところです。これは学童保育だけに限ったもんじゃなくてほかのものでもそうです。ですから、その質を担保するところをぜひですね、丁寧にやっていただければと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第81号について質疑を行います。先ほどの質疑の中でも変な答えも返ってきているようだし、また教育部かという感じがします。9月の定例議会に間に合わなかったとか言いますが、当初予算に載せるのが当たり前のことなんです、これは。何で今ごろ出てくるのかという問題なんです。それをまだ理解できてないで9月にさせなかったぐらいの答えではおかしいんじゃないですか。これわかったことでしょう。本当にですね、事業内容をわかってない。要するに、これ討論じゃありませんよ、今指摘しているんです。問題は、その内容自体把握してないんじゃないですか。どうも今質疑の中でですね、指定管理さえも理解してないもん。私が言いたいことは、この5年間というですね、債務負担行為を臨時議会で出してこられました。そして、この5年間という数字の中で、その部長の答えの中にですね、その5年間という時間があるからこそ充実したものに仕上がっていくようなことを言われましたけれども、5年間というのは非常に長いんです。かなり世の中の仕組みやこの国の制度自体のですね、見直しとかもですね、2、3年に一度はしますよ。それを例えば、こういった数字をですね、例えば、積算根拠はこうなんだと言われて、5年間を同じ数字を出すということ自体がもうおかしいですよ。言うならば。本来ならば、そういったことがないように会計年度は独立の原則が本当なんですね。ですから、債務負担行為というのは、特別な場合ですよ。契約をしなければ、その単年度主義ではうまくいかないからのシステムなんですね。ですから、そのところをよく理解するならば、まず毎年継続してこういった学童保育なり何なりというものを町が取り組むのならば、当初予算に載せるべきではないですか。これが1点。

それと5年間というのがこれ問題があると思います。先ほど言いましたとおり、制度の見直しあたりはですね、よりよきものにしよう、問題点を改善しようということによって、国も2、3年に一度は必ず見直します。途中途中で、例えば、厚生労働省あたりからとか、文部科学省からの通達があったりするはずですよ。ですから、この5年間というのは非常に逆に曖昧な数字になるということですよ。そして、競争の原理が5年間働かないという欠点があるということをきちんと理解しなければならぬと思うんですが、この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えします。

ただいまご指摘あったようにですね、当然当初予算で計上すべきところでもございました。申し訳ございませんでした。

それと5年間が長いというふうな話でございますけれども、今回、その5年間指定管理を選定する予定でございます。その中で、当初基本協定ということですね、5年間を協定させていただいて、その中で、おっしゃるように、毎年国の基準なりですね、条件あたりが変わってくるということも当然予想されますので、そこにつきましては、毎年そういった基準にあわせてですね、毎年度協定を結びながらですね、5年間を管理運営をお願いしたいというところで考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。



○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

当初予算に載せるのはこれは妥当だと思います。それはそれで今後取り組んでいただきたいし、全体の事業の内容を俯瞰して見るように、そういった形をするのが部長の役割でありますから、そういったものは重々気をつけていただきたいと思うとともに、5年間という、それこそ随契と言われても仕方がないことですよね。こういったものをですね、出すならば5年間の成果というものを出品しなければならぬということ。先ほどの質疑の中に、5年間もすれば、例えば、請け負ったそういった事業者が緩みが生じるときもあるかもしれないと、これはですね、例えば、こういった指定管理を出す側にも言えるんですよ。出す側も5年間、もう継続しているからいいでしょうといったから、当初予算に遅れたんですよ、これは。毎年毎年、その契約というのは5年間続いているから、もう債務負担行為は立てているからというから出たんですね。ということは、反省がないから遅れたということになりはしませんか。この点について、質疑をします。

それと、今の中でそれをきちんと5年間評価したという証拠がありますか。これも質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 質疑にお答えいたします。

まず、5年間の評価ということでございますけども、今回、大津町では指定管理の部分と、あと民間のほうで自分の施設でされているところには補助金というふうな形でさせていただいています。今回の指定管理につきましては、毎年ですね、それぞれの事業の内容ですとか、計画については第三者の評価のですね、対象になっておまして、毎年そういった形で評価を一応させていただきながら、ご意見を伺いながらですね、学童保育のですね、運営をよりよきものにさせていただいているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

なかなか質問が通じないみたいですが、その評価がよかったんですか、悪かったんですか。ただ、そういった第三者からの評価をいただいただけなんです。よりよきものにするならば、こういったふうに改善されてよりよきものになりましたというものがここで列挙されるべきですよ。そして、今後5年間信じられ根拠になりますよ。違いますかね。だから、その根拠を見せてくれと、その証拠を見せてくれと言っているんですよ。それはあるんでしょう、評価をもらいただけじゃ何の意味もないじゃないですか。どういったふうに改善されて、よりよきものになったかって聞いているんですよ。再度質疑。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後2時38分 休憩

△

午後2時42分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

指定管理者の選定委員会の評価でございますけども、年に1回ですね、事業者のほうからのプレゼンあたりもさせていただきながら、その場でですね、その外部の審査員さんあたりからのご意見もいただき、また、点数あたりもですね、付けていただいて、委託先のほうに報告させていただきながら、改善をお願いしているというところでございます。現在、ちょっとこちらにございませんけども、そういった中で町としましては、いろいろ改善点あたりをいただきながら、年々改善されているというところで考えております。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後2時42分 休憩

△

午後2時45分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

繰り返しになりますけども、今回、指定管理者制度をですね、5年間ということで予定させていただいています。先ほどの繰り返しになりますけども、第三者の専門の方々にですね、評価をさせていただいております。その中で、当然経営の部分ですとか、あるいは指導員、支援員の質の向上あたりは評価者の皆様からですね、いただいた意見をいただいている中で、毎年運営については改善されているというところでの指定管理の方法はですね、選定させていただいているというところでございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第81号、平成30年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第81号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。平成30年第4回大津町議会臨時会を閉会します。

午後2時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年10月19日

大津町議会議員 桐原 則 雄

大津町議会議員 山 部 良 二

大津町議会議員 山 本 富二夫